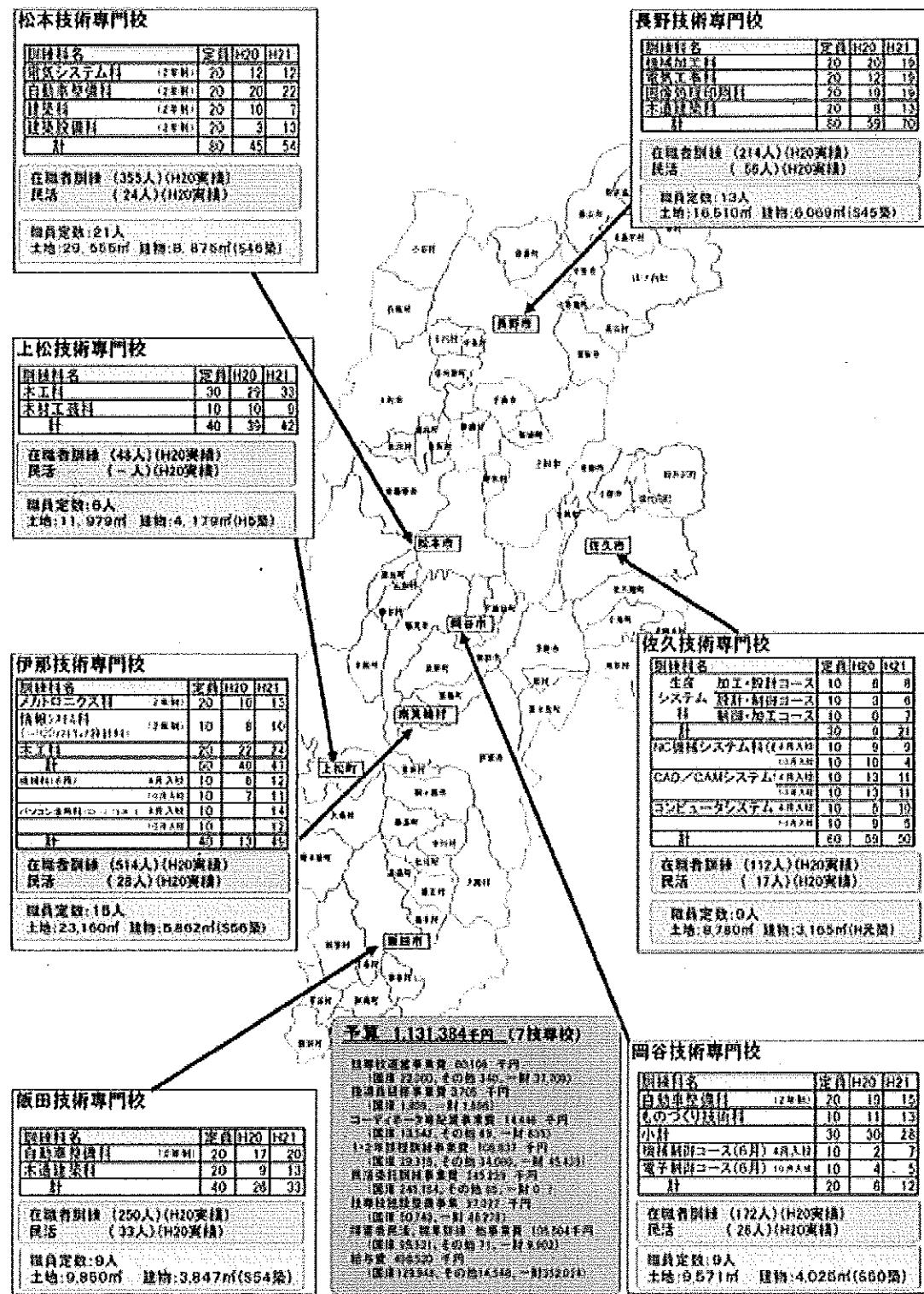


技術専門校の概要(H21年度)



(第1回長野県職業能力開発審議会提出資料より抜粋)

2. 施設の概要

(1) 松本技術専門校

住所	長野県松本市寿北 7-16-1		
設置年月	昭和 21 年 5 月	根拠条例等	職業能力開発促進法・技術専門校条例
設置目的	職業人として有意な労働者を養成することを目的として、労働者に、その能力の開発及び向上を図るために必要な職業訓練を行うため設置する。		
施設の内容	管理棟(2,306.50 m ²)、実習棟(環境電気棟 1,780.90 m ² 、自動車整備棟 1,099.60 m ² 、建築棟 1,057.90 m ² 、機械室棟 184.50 m ² 、実習家屋棟 49.60 m ²)、体育館(705.32 m ²)、ふれあい技能センター(1,242.60 m ²)		
利用料金	授業料：年間 118,800 円／人		
開所日	次に掲げる日を除く日。 ・ 日曜日及び土曜日 ・ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日 ・ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前述に掲げる日を除く。）		
開所時間	8:30～17:15		
施設の特徴	○長所・短所 ・ 平成 12 年 1 月に全面改築を行い、施設は新しい。 ○近隣の環境 ・ JR 平田駅から徒歩 20 分、松本市を流れる一級河川田川沿いに位置し、周辺は住宅街になっている。 ○類似施設の状況 ・ 独立行政法人雇用・能力開発機構長野センターの職業訓練施設である松本職業能力開発促進センター(ポリテクセンター松本)が隣接している。〔訓練科(6 か月)〕 テクニカルオペレーション科、金属加工科、電気設備科 ・ 学校法人未来学舎 松本国際工科専門学校 所在地：長野県松本市城西 1 丁目 7-1 学 科：自動車整備学科 修業年限：2 年 定 員：80 人 ○現状と課題 ・ 少子化や大学全入などの要因により、訓練生の応募者数や入校生数が、減少傾向にある。 ・ 景気や雇用の情勢の悪化により、就職率に変動が生じている。		



(2) 上松技術専門校

住所	長野県木曽郡上松町大字小川 3540		
設置年月	昭和 21 年 7 月	根拠条例等	職業能力開発促進法／技術専門校条例
設置目的	職業人として有意な労働者を養成することを目的として、労働者に、その能力の開発及び向上を図るために必要な職業訓練を行うため設置する。		
施設の内容	管理棟(984.97 m ³)、実習棟(1,458.45 m ³)(工作室、工芸室、ろくろ室、機械室)、体育館(666.85 m ³)、寄宿舎棟(769.88 m ³)		
利用料金	授業料：年間 118,800 円／人		
開所日	次に掲げる日を除く日。 ・日曜日及び土曜日 ・国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日 ・12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前述に掲げる日を除く。）		
開所時間	8:30～17:15		
施設の特徴 (長所・短所等)	<ul style="list-style-type: none"> ○長所・短所 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 6 年 3 月に現在の場所に移転し、施設は新しい。 ・県外出身の応募者・入校生の比率が高い。 ○近隣の環境 <ul style="list-style-type: none"> ・JR 上松駅から徒歩 20 分、赤沢休養自然林へ向かう途中の集落に位置する。 ○類似施設の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・なし。 ○現状と課題 <ul style="list-style-type: none"> ・例年、就職率が低い。 		
			

3. 業務の内容

(1) 松本技術専門校

業務の目的

- ・職業能力開発促進法に基づき、求職者に対して公共職業訓練を実施する職業能力開発校
- ・松本技術専門校においては、次の4訓練科を設置し、職業訓練を実施

- 電気システム科（訓練期間2年、定員40名）

電気理論、電気回路などの基礎的学科、屋内配線設計・施工、シーケンス制御、CAD設計製図など、電気工事士として必要な知識・技能を習得

- 自動車整備科（訓練期間2年、定員40名）

2級自動車整備士国家資格取得を目標に、自動車の構造や修理技術の基礎から、電子制御エンジンやオートマットトランクションなどの、新しい規格に対応できる自動車整備技術を習得

- 建築科（訓練期間2年、定員40名）

和風木造住宅の在来工法における、施工技術を基礎から学び、将来、建築大工として必要な基礎的知識、技能を習得

- 建築設備科（訓練期間2年、定員40名）

住宅における給排水設備やビル等における消火栓、スプリンクラー設備、ボイラー設備、冷凍空調設備など各種建築設備について、設計、施工、取扱い方法を学科と実技により習得

効果

平成21年度の在籍者数等

訓練科名	定員 1年20名	在籍者数 (H21.4現在)	修了者数	就職者数 (H22.3現在)		備考
				充足率	内定率	
電気システム科	40	22	55.0%	10	8	80.0%
自動車整備科	40	40	100.0%	18	18	100.0%
建築科	40	16	40.0%	9	9	100.0%
建築設備科	40	15	37.5%	2	2	100.0%
計	160	93	58.1%	39	37	94.9%

(2) 上松技術専門校

業務の目的

- ・職業能力開発促進法に基づき、求職者に対して公共職業訓練を実施する職業能力開発校
- ・上松技術専門校においては、次の2訓練科を設置し、職業訓練を実施(平成22年度)

- 木工科（訓練期間1年、定員30名）

住宅・店舗等で使用される木製家具や木製建具の製作に必要な技能と知識を習得

<p>木材造形科（訓練期間1年、定員10名） 和洋木製家具(タンス、食器棚、テーブル、椅子等)の製作に必要な技能と知識を習得</p> <p>効果 平成21年度の在籍者数等</p>						
訓練科名	定員	在籍者数 (H21.4現在)	修了者数	就職者数 (H22.3現在)	備考	
木工科	30	33	110.0%	30	19	63.3%
木材工芸科	10	9	90.0%	9	6	66.7%
計	40	42	105.0%	39	25	64.1%

4. 施設の利用状況と収支の状況

(1) 松本技術専門校

① 年間利用状況の推移（各年度4月現在の在校生数）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
年間利用人数	不明	117	95	86	93
定員	(注)(170)	(注)(170)	(注)(170)	(160)	(160)

(注) 木材工芸科(訓練期間1年、定員10人)が平成19年度末に廃止された。

② 事業費の収支の状況の推移

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
収入	72,664	69,008	64,564	60,016	51,872
内訳	利用料収入(注1)	14,283	13,177	10,554	10,522
	国庫支出金 (委託金を除く)	56,806	53,714	51,439	47,620
	その他収入	1,575	2,117	2,571	1,874
支出計(注2)	198,198	195,240	177,521	174,351	163,300
内訳	人件費	151,672	144,776	136,738	126,744
	物件費	46,526	50,464	40,783	33,326
	水道光熱費	9,979	9,752	9,593	8,387
	委託料	5,221	3,737	3,966	3,059
	その他	31,326	36,975	27,224	21,880
収支差額	△125,534	△126,232	△112,957	△114,335	△111,428

(注1)授業料

(注)国からの委託事業(全額国負担の10分の10、民間活用委託訓練)は含まない。

③ 職員の配置状況

(単位：人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
県職員	18	17	17	17	17
非常勤職員	11	11	11	11	11
合計	29	28	28	28	28

(2) 上松技術専門校

① 年間利用状況の推移（各年度4月現在の在校生数）

(単位：人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
年間利用人数 (定員)	42 (40)	40 (40)	42 (40)	39 (40)	42 (40)
その他指標等	—	—	—	—	—

② 事業費の収支の状況の推移

(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
収入	29,651	27,219	31,268	29,802	25,836
内訳	利用料収入(注)	4,757	4,663	4,742	4,671
	国庫支出金	19,434	17,384	21,472	20,117
	その他収入	5,460	5,172	5,054	5,014
支出計	68,580	62,929	64,433	59,426	57,915
内訳	人件費	52,071	48,310	46,736	45,457
	物件費	16,509	14,619	17,697	13,969
	水道光熱費	2,904	2,940	2,899	2,830
	委託料	853	512	825	447
	その他	12,752	11,167	13,973	10,692
収支差額	△38,929	△35,710	△33,165	△29,624	△32,079

(注) 授業料

③ 職員の配置状況

(単位：人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
県職員	6	6	6	7	6
非常勤職員	0	0	1	0	0
合計	6	6	7	7	6

5. 監査の結果及び意見

(1) 事業仕分けについて

ア. 事業仕分けの実施について（説明）

平成23年1月15日から16日にかけて信州型事業仕分けが実施された。技術専門校職業訓練事業も事業仕分けの対象となり、16日朝より松本会場（松本合同庁舎）にてD班のメンバーが担当した。

仕分け結果、県の主な対応方針、主な対応内容は次のとおりである。

仕分け結果	主な対応方針	主な対応内容
長野県 (要改善)	見直し ・事業内容見直し (検討)	○第9次職業能力開発計画の中で、企業ニーズや地域の特性を考慮した訓練科目等の見直しを行います。(平成23年度中) ○常に、受講ニーズや企業ニーズを活かした教科の見直しに努めます。

(注)「主な対応方針」欄の＜見直し＞区分の内容は以下のとおり

- ・役割分担見直し：民間や市町村との役割分担や連携のし方について見直しを行うもの
- ・事業内容見直し：事業内容の見直しを行うもの

(充実)：平成23年度に充実して実施するもの

(検討)：平成23年度に見直しに向けた検討を行うもの

事業仕分けの結果は、監査人が県と協議してきた内容と方向性において、おおむね同一であると考えている。具体的な監査の結果と意見については以下述べる。

(2) 【監査の視点1】直営の妥当性があるか

① 施設の必要性はあるか〔技術専門校共通〕

ア. 事業の目的、事業の必要性について

県では、技術専門校について、平成22年度事務事業評価シートの中で次のように説明している。

(ア) 事業の目的（説明）

新規高卒者、離転職者等を対象に就業に必要な基礎的な技能・知識習得のための職業訓練を実施することにより県産業界の基盤を担う技能者を育成し就業に結び付ける。

(イ) 事業の必要性（説明）

【現状（事業の目的との間にどのようなギャップがあるか）】

本県経済を支える製造業等において若年技能者が不足している。

【原因分析（ギャップが発生している原因は何か）】

少子化（若年層の労働力人口の減少）、高学歴化（大学全入時代）、若者のものづくり離れ。

【課題の特定（事業の実施により解決しようとする課題は何か）】

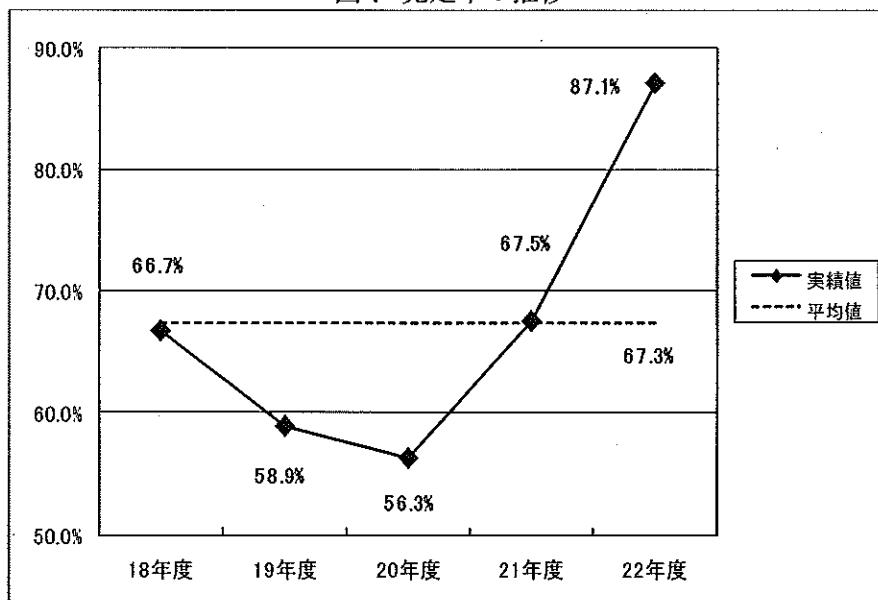
企業ニーズ、受講ニーズに即した職業訓練を実施する必要がある。

イ.社会的なニーズへの対応について

(ア) 充足率について（説明）

施設の必要性を評価する指標の一つが定員に対する充足率である。充足率により社会的なニーズに施設がどれだけ対応しているのか類推できるからである。例えば、松本技術専門校の年度別入校者の充足率は、平成 18 年度で 66.7%、19 年度で 58.9%、20 年度で 56.3%、21 年度で 67.5%、22 年度で 87.1%、5 年間の平均は 67.3% であった。

図 7 充足率の推移



(イ) 教科の見直しについて（意見）

平成 19,20 年度の入校者の充足率は 6 割にも満たなかったが、21 年度から改善され、22 年度には 8 割を超える結果となっている。

背景には、従来、進路先として技術専門校という選択肢があることすら認識

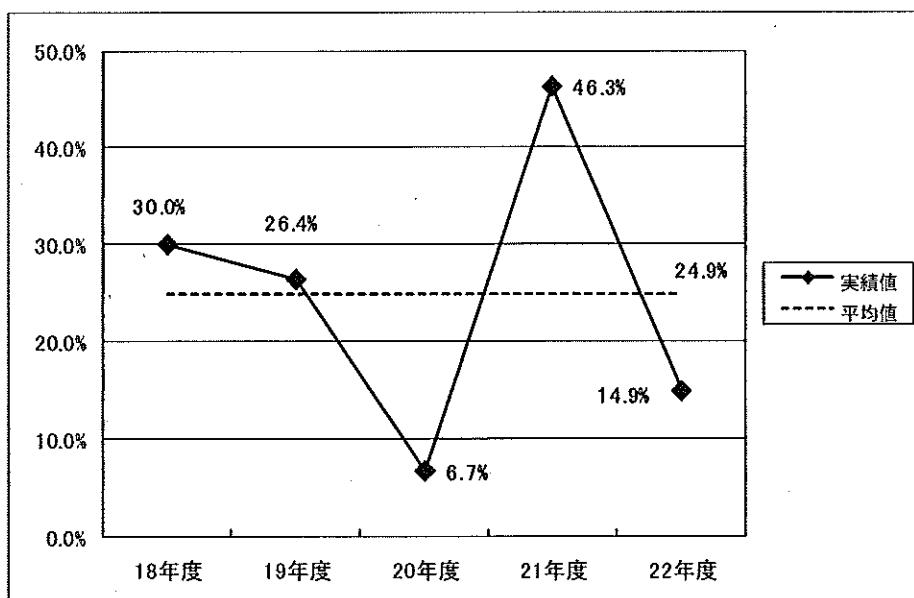
することが少なかった高校生に対して技術専門校関係者が積極的にアピールしたという経緯がある。このアピールが効を奏して、高校卒の入校者は平成20年度には40人だったが、21年度には46人、22年度には60人と急増しており、充足率の改善につながっている。このため入校者の平均年齢が21年度の25.7歳から22年度には21.9歳に若年化している。

充足率の向上から、施設の必要性について結論付けることもできようが、そう単純ではないと思われる。なぜならば、技術専門校は終戦直後に制定された職業安定法に起源を持ち、本来の設置目的は失業者の職業転換支援であった。

この目的は現在でも引き継がれており、例えば公共職業安定所（ハローワーク）から受講指示を受けた受講者は、修了までの間、雇用保険の失業給付が受けられるという特典が用意されている。

伝統的な失業者の職業転換支援という点から松本技術専門校を分析すると、失業している受講生と推測できる年度別入校者の雇用保険受給者の割合は次のとおりである。

図8 松本技術専門校における年度別入校者の雇用保険受給者割合の推移



年度によって著しく変動があるものの、5年間を平均すれば24.9%である。これが高い数字であるかどうかは一概にいえないものと思われる。

ちなみにコスト分析の比較対象とした東京都立城南職業能力開発センターの受給者割合は21年度59.1%であった。

技術専門校のセールスポイントの一つは資格取得である。失業者が技術専門校で資格を新たに取得し、就職するというモデルが本来の目的に沿っているといえようが、現状では高校新卒者が民間の専門学校に比較して低廉な授業料で

資格を取得し、就職するというモデルが一面存在しているように思われる。

(二級自動車整備士を目指して近傍の松本国際工科専門学校に 2 年間通学した場合、教科書等の実費を別にして 205 万円負担しなければならない。松本技術専門校の実費別負担は 245,450 円であるため、約 8.4 倍の負担である。)

むろんそうした側面があったとしても雇用環境の変化に柔軟に対応した人材を育成し、再チャレンジ支援というセーフティネットを確保するためにも施設の一般的な必要性について疑問を持つ余地はないと思われる。

しかしながら、入校者に占める雇用保険受給者の割合が 4 人に 1 人という現状から推測すれば、技術専門校が再チャレンジを求める層にとって必ずしも魅力的に映っていない可能性も否定できない。可能な限り失業者の職業転換支援についても力点を置くべきものと考える。

(ウ) 訓練科目について（意見）

訓練科目について、現在の電気システム科・自動車整備科・建築科・建築設備科という科目や 2 年間の訓練期間が適正であるのかという点について見直しを進める必要があると思われる。

これら実施すべき訓練内容は地域の雇用状況によって左右されると思われるが、比較のため松本技術専門校と東京都立城南職業能力開発センターの訓練科目・期間・雇用保険受給者割合を示す。

表 42 平成 22 年度松本技術専門校の訓練科目等の一覧

訓練科目	訓練期間	雇用保険受給者割合
電気システム科	2 年	18.2%
自動車整備科	2 年	16.0%
建築科	2 年	15.0%
建築設備科	2 年	11.1%
合計		14.9%

表 43 平成 21 年度東京都立城南職業能力開発センターの訓練科目等の一覧

訓練科目	訓練期間	雇用保険受給者割合
木工技術	1 年	53.8%
インテリアサービス	1 年	63.0%
電気工事	1 年	33.3%
若年者就業支援(福祉サービスコース)	1 年	28.6%
物流管理実務	6 ヶ月	67.3%
ビルクリーニング管理	6 ヶ月	65.0%
ファッションリテール	6 ヶ月	59.5%

訓練科目	訓練期間	雇用保険受給者割合
介護サービス	6か月	46.7%
建築塗装	6ヶ月	27.3%
配管	6ヶ月	63.8%
DIY アドバイザー	6ヶ月	78.3%
設備保全(高齢者訓練)	6ヶ月	63.6%
実務作業(障害者訓練)	1年	11.1%
合計		59.1%

第2次産業向け訓練科目がほとんどの松本技術専門校に比して城南職業能力開発センターは第3次産業向けの訓練科目が目立ち、また訓練期間がより短期であることが見てとれる。

県内に占める第3次産業従事者の割合は47都道府県中最も低かった(平成17年度国勢調査)。第1次産業従事者の割合が全国7位、第2次産業従事者の割合が全国11位という数字を追ってみても、長野県の特徴は農業・製造業等のウエイトが高いといえよう。

しかしながら、その長野県でさえ第3次産業従事者の割合は57.0%(同国勢調査)であった。このことからも第3次産業向け訓練科目の設置や、早期就業に配慮した訓練期間の短縮なども検討課題かと思われる。

いずれにせよ利用者や事業者のニーズ変化に対応した不断の見直しが重要である。

② 直営であることの合理性があるか [技術専門校共通]

ア.直営の理由等について(説明)

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定に基づき、職業能力開発校(技術専門校も職業能力開発校)は都道府県が設置するものとされおり、その管理運営については、設置者である都道府県が自ら行うべきものと従来は解釈されていた。

しかしながら、平成22年4月に厚生労働省から新たな通知(平成22年4月28日付能発0428第4号厚生労働省職業能力開発局長通知)が示され、都道府県が職業能力開発促進法の規定に基づき設置した公共職業能力開発施設について、当該都道府県以外の者が管理運営することができることとされた。

管理運営を当該都道府県以外の者に行わせるに当たっては、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者制度によることもされている。

県は第9次長野県職業能力開発計画(平成23年度～平成27年度)の策定に

向け、調査審議を行うため、平成 21 年 10 月に長野県職業能力開発審議会委員を委嘱した。

指定管理者制度の導入については、長野県職業能力開発審議会の調査・審議を踏まえて第 9 次長野県職業能力開発計画の策定の中で研究していく予定である。

イ. 指定管理者制度導入の是非について（意見）

厚生労働省が直営に限ると解釈してきたという経緯があるため、これまで指定管理者制度が未導入であり、直営されてきたのは相当の理由があるといえる。しかし今後については慎重に検討するべきであると思われる。

なぜならば平成 22 年 4 月 28 日に厚生労働省から「都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設の管理運営について」の通知が出され、指定管理者制度により管理運営することができるよう法解釈が変更されたため、選択の余地が生じたからである。

現在、長野県職業能力開発審議会において、第 9 次長野県職業能力開発計画の策定に向けて審議中である。長野県として今後の技術専門校のあり方を検討する中で、指定管理者制度の導入についても検討される方向である。

厚生労働省が設置した「都道府県職業能力開発校の管理運営の在り方に関する検討会」において、指定管理者制度導入に関するメリット・デメリットが検討されている。

技術専門校は、再チャレンジを目指す社会人やこれから社会人として羽ばたく青年の人生航海を支援するという使命と責任を有しているだけに、コスト削減という観点に劣らずサービスの質の確保という観点は重要であり、指定管理者制度の導入については慎重な検討が必要であろう。このため、長野県職業能力開発審議会における審議を見守るべきものと思われる。

しかしながら、訓練科目によっては、民間ノウハウの活用が可能な分野もあることから、業務委託や市場化テスト等を活用して、住民ニーズと地域ニーズに対応できるようなサービス向上を検討する必要がある。

(2)【監査の視点2】サービス向上と経費削減に努めているか

① サービス向上への取組がなされているか〔松本技術専門校〕

ア. 就職率について

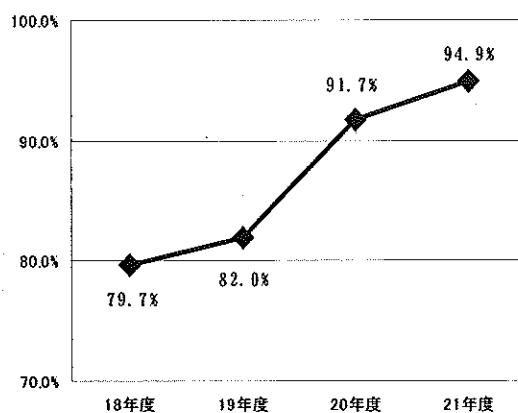
（ア）就職率の改善について（説明）

技術専門校が提供するサービスを評価する指標の一つとして就職率がある。どれだけの入校生が受講の結果、最終目的である就職が実現できたのかを示

すからである。

松本技術専門校全体の就職率は、平成 18 年度は 79.7% であったが、19 年度は 82.0%、20 年度は 91.7%、21 年度は 94.9% にまで改善されている。

図 9 松本技術専門校の就職率の推移



(イ) 講師陣の取組について

従来就職率低下の要因となっていた木材工芸科(平成 18 年度で 12.5%、19 年度で 40.0%)が 19 年度末に廃止されたため、20 年度以降就職率が向上したという背景はあるものの、木材工芸科を除いた科の就職率は平成 18 年度で 89.3%、19 年度で 92.5% であり、21 年度末時点において改善傾向が見て取れる。

ちなみにものづくりの街と呼ばれる東京城南地域に位置し、松本技術専門校に比較的近いカリキュラムを提供する東京都立城南職業能力開発センターの就職率は平成 21 年度 62.1% と、松本技術専門校より 32.8 ポイント低い水準であった。

松本技術専門校の高い就職率の背景には講師陣自らの就職先の確保や就職先のニーズにあった個別の指導などの取組がある。現地視察では、講師陣の強い使命感と熱意がこれらの取組の原動力になっているように伺われた。

イ. 非常勤職員について

(ア) 非常勤職員の待遇について（説明）

職員 29 人（平成 22 年度）のうち、管理課職員のうち 1 人、訓練課職員のうち 7 人が非常勤職員によって運営されている。訓練課の非常勤職員への報酬は時給制になっており、1,535 円／時～2,600 円／時である。また、非常勤職員の確保は各技術専門校の担当となっている。

(イ) 非常勤職員の確保について（意見）

非常勤講師の報酬は、その有する経験や知識に応じて定められている。しかし必ずしも十分な条件を用意しているとはいえず、一例を挙げれば、ある東証一部上場企業定年退職というキャリアの講師の報酬は2,600円／時である。

また、年間の講義予定時間が1,343時間、あるいは1,560時間にものぼる非常勤講師も存在しており（受講生の訓練時間は1年1,445時間、2年1,443時間）、担当者によっては常勤講師と大差のない勤務時間が求められる環境下に置かれている。

現場は常勤講師への転換を希望しているものの、現況の財政下にあっては即時実行は困難であると思われる。このため、任期付職員の採用など多様な雇用形態等も検討する必要があると思われる。

② 運営コストについて削減の取組がなされているか〔松本技術専門校〕

ア. コスト分析について

(ア) フルコスト計算について（説明）

松本技術専門校に関する事業費の収支の状況については既出のとおりである。

しかし、既出の事業費には退職給与引当金や減価償却費等の非現金支出は含まれていない。

県は現金収支に着目した現金主義に基づいて事業費を計算しているが、民間企業では現金収支に非現金収支を加えた発生主義に基づいたフルコストで事業費を計算している。このため県が採用する事業費の計算手法では、民間に比して圧縮された事業費が報告されるという問題がある。

そこで監査人は発生主義に基づいた事業費計算を試みた。退職給与引当金及び訓練機器の減価償却費の試算は困難であったため省略しているが、建物の減価償却費は試算できた。

なお、後述する東京都立職業能力開発センターとの正確なコスト比較を期するため一部調整をしている。

表44 平成21年度 松本技術専門校 行政コスト計算書(試算)

収入	51,872千円
うち授業料収入	11,198千円
うち国庫支出金	38,906千円
うちその他収入	1,768千円
支出	163,300千円
うち人件費	126,744千円

うち物件費	36,556 千円
減価償却費(注 1)	42,972 千円
調整(注 2)	△3,943 千円
支出+減価償却費+調整	202,329 千円
差額	△150,457 千円

(注 1) 監査人が独自に試算した建物の減価償却費は 42,972,370 円であった。建築価額を残存価額 1 割として耐用年数で償却している。

(注 2) 東京都立職業能力開発センターのフルコスト計算書に含まれていない在職者(技術者、技能者)向けのスキルアップ講座に係る経費を控除している。

平成 21 年度(4 月入校日現在)における在校生数は 93 人である。松本技術専門校のフルコストにやや近似する「支出+減価償却費+調整」を在校生数で割り返した場合 1 人当たり年 218 万円となる。

(イ) コスト分析の結果について（意見）

松本技術専門校のコスト分析を行うため、東京都立職業能力開発センター（長野県立技術専門校に相当）の行政コスト計算書を引用した。引用した理由は、ほぼ全国唯一、民間企業と同様な手法である発生主義に基づいたフルコストで事業費を計算・公表している職業能力開発校であること及び同センターが東京のものづくりの町といわれる太田区等に所在し、ものづくりが特徴の長野県と環境が近似していることである。

なお、数値は東京都内に複数ある職業能力開発センターの平成 20 年度合計額である。

表 45 平成 20 年度 東京都立職業能力開発センター行政コスト計算書

行政収入	1,939 百万円
うち国庫支出金	1,748 百万円
行政費用	7,526 百万円
うち給与関係費	4,002 百万円
うち退職給与引当金繰入額	166 百万円
通常収支差額	△5,590 百万円

東京都の行政費用を割り返すと、1 人当たり年 181 万円となる。

単純比較すると松本技術専門校 218 万円は東京都立職業能力開発センター 181 万円よりも約 37 万円、20.4% コスト高となっている。

また、松本技術専門校のコストには既に述べたとおり退職給与引当金や訓練機器の減価償却費は含まれていないため、それらを含めるとよりコスト高となる。